

新城市中期財政計画

(令和5年度～令和8年度)

令和5年3月

愛知県新城市

目次

I	計画の概要	
1	計画策定の目的・役割	1
2	基本的事項	
(1)	計画期間	1
(2)	財政見通し	1
(3)	会計単位	1
II	財政の状況	
1	歳入の推移	
(1)	市税	2
(2)	地方交付税	3
(3)	地方債（市債借入額）	3
2	歳出の推移	
(1)	義務的経費（人件費・扶助費・公債費）	4
(2)	投資的経費（普通建設事業費・災害復旧事業費）	5
3	収支の状況	5
4	基金残高の状況	6
5	地方債残高の状況	6
6	健全化判断比率等の推移	
(1)	経常収支比率	8
(2)	将来負担比率	8
III	財政運営ガイドライン	
1	財政調整基金等の残高	
(1)	財政調整基金積立基準	9
(2)	目標値の設定	9
2	地方債発行額の抑制	
(1)	地方債発行基準	10
(2)	チェック指標の設定	11
IV	財政見通し（令和5年度～令和8年度）	
1	推計方法	
(1)	歳入	12
(2)	歳出	13
2	中期収支見込み	
(1)	歳入	14
(2)	歳出	15
3	普通建設事業費の計上事業	16
V	今後の取組	17

I 計画の概要

1 計画策定の目的・役割

我が国においては、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを2類相当から5類へと引き下げることにより、国内での感染確認から3年余を経て、社会正常化への大きな転機を迎えることとなります。一方、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰など、我が国経済を取り巻く環境は厳しさを増しています。

本市においても、新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたる中、エネルギー・食料品等の物価高騰が加わり、市民の日常生活や市内経済に様々な影響が現れています。また、人口減少による市税の減収や老朽化した公共施設に係る維持管理費用の増加など、従来からの課題も山積しており、持続可能な行財政運営を意識し、長期的な視野からより踏み込んだ対応策をとることが急務です。

このような厳しい社会・経済情勢の中であっても、本市のめざす将来像“つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ”の実現に向けて、「第2次新城市総合計画中期基本計画」に位置付けた諸事業を着実に推進していくことが求められています。

これらを踏まえ、市民サービスを低下させることなく「第2次新城市総合計画中期基本計画」に位置付けた諸事業を推進するためには、本市の財政運営上の実質的な姿を直視し、将来負担の圧縮を図り、中期的視点に立った持続可能な地域づくりに邁進できる財政構造に転換を図る必要があります。

そのため、本計画では、実効性を伴った具体的な財政運営の基準（ガイドライン）を示すとともに、この基準を確実に遵守し、将来にわたる財政運営の持続性を高めるための中期収支見込みにより、中期的な視点に立った財政運営を行っていくための指針とするものです。

2 基本的事項

(1) 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

(2) 財政見直し

財政見直しは、策定時点における一定の前提条件の下に推計したものであるため、各年度の決算状況や社会情勢の変化など、将来の財政運営に影響を与える要素を予測できる範囲で勘案し、毎年度、見直しを行います。

(3) 会計単位

計画の会計単位は、一般会計とします。

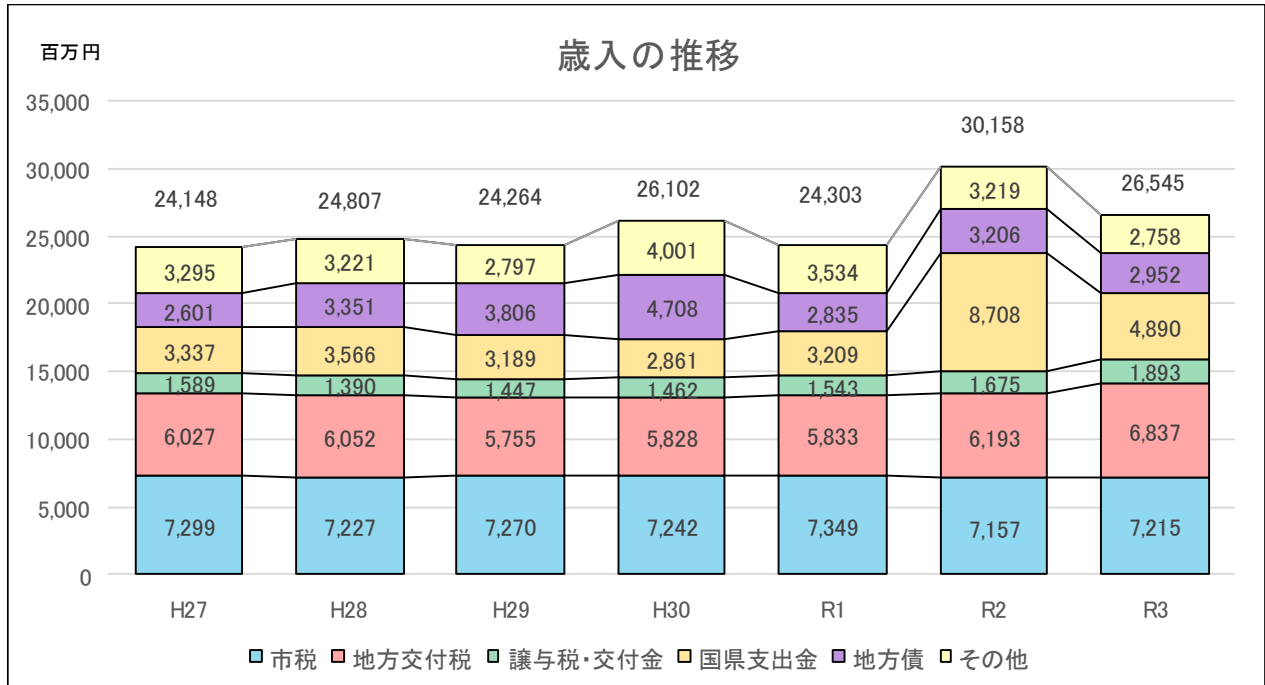
なお、決算額は、地方財政状況調査における決算統計の数値を採用します。

II 財政の状況

1 歳入の推移

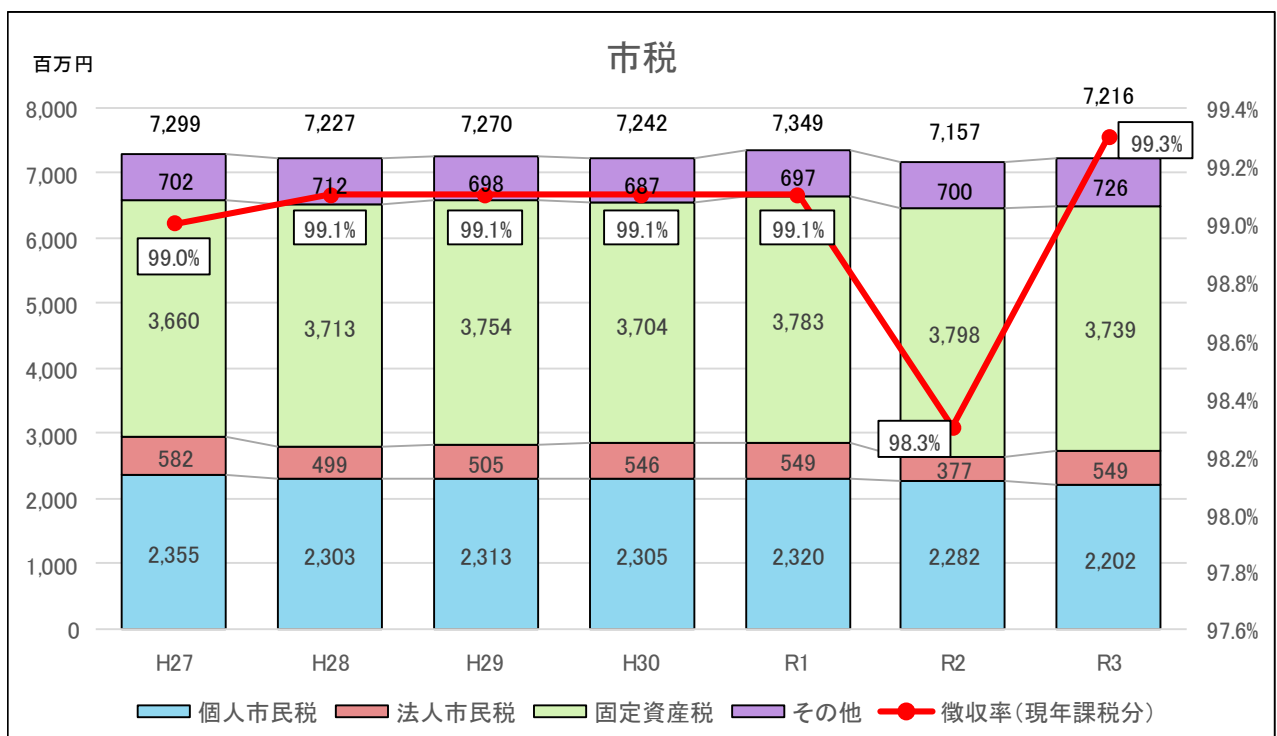
平成27年度から令和3年度までの歳入の推移は、次のとおりです。

平成17年の市町村合併後、平成30年度に初めて250億円を超えましたが、大型建設事業が重なったことにより、地方債、基金繰入金が増額となったことによるものです。また、令和2年度以降は、特別定額給付金などの新型コロナウイルス感染症対応経費によって大幅に増加していますが、国庫支出金により対応しています。



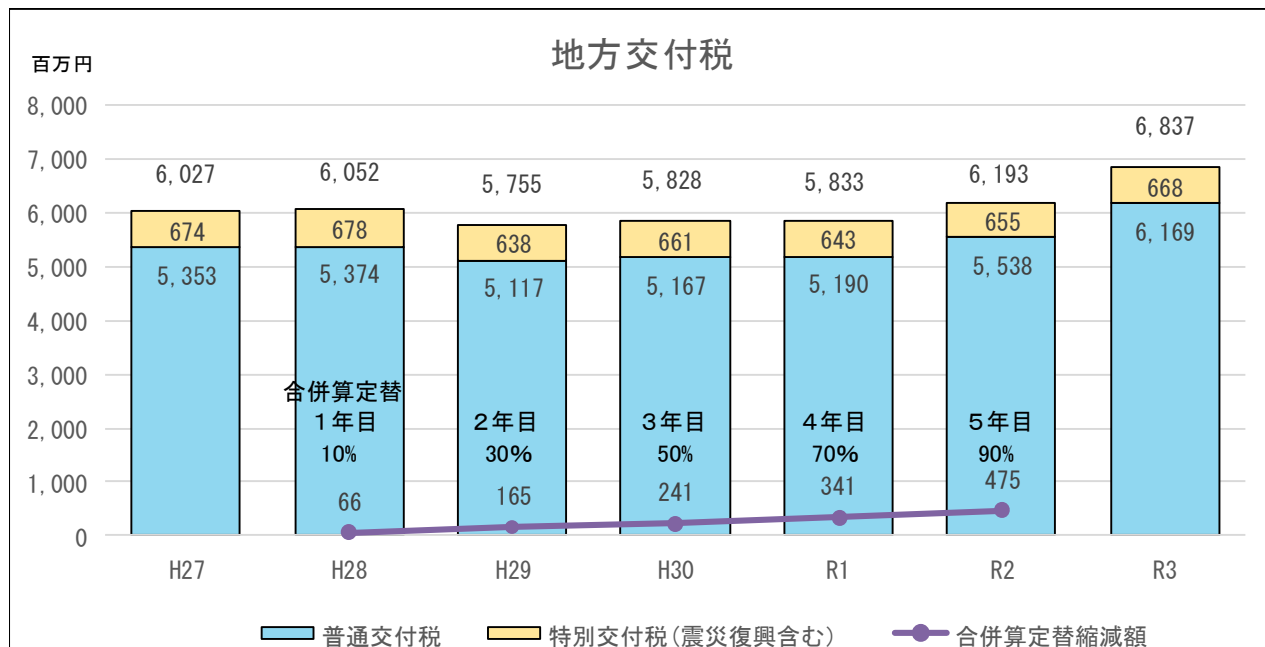
(1) 市税

市の歳入の根幹である市税は、平成26年度に過去最大の75.9億円を記録しましたが、以降は、ほぼ横ばいの状況です。市民税については、人口及び生産年齢人口の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により減少傾向です。また、固定資産税については、地価の下落はあるものの、新築家屋の増加等により37億円を維持しています。



(2) 地方交付税

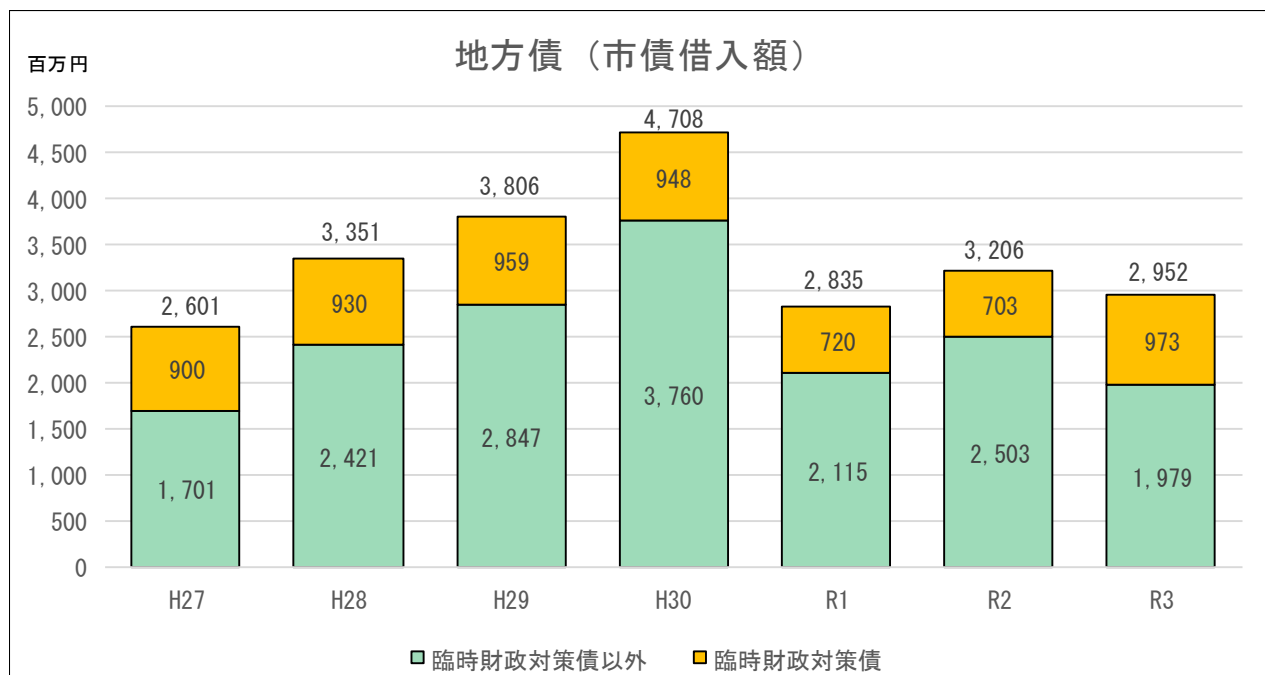
平成28年度から始まった合併算定替の段階的縮減により、地方交付税は、大きく減少すると想定していました。しかし、平成26年度から5年間かけて行われた普通交付税の算定方法の改正において、合併により市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併時点では想定できなかった財政需要が普通交付税算定に反映されることとなり、段階的縮減の影響は、最小限に抑えられました。また、基準財政収入額では、新型コロナウイルス感染症の影響による税収が減額するとともに、基準財政需要額で公債費が増額した影響から、令和2年度以降増加となりました。



(3) 地方債（市債借入額）

庁舎建設事業やし尿等下水道投入施設整備事業、新城駅南地区整備事業等に伴う借入れにより、平成28年度以降、借入額は、増加することとなりました。

また、地方交付税の国の財源不足の一部を借入れする臨時財政対策債は、発行可能額の全額を借り入れています。その元利償還金相当額の全額が後年度の地方交付税で措置されます。

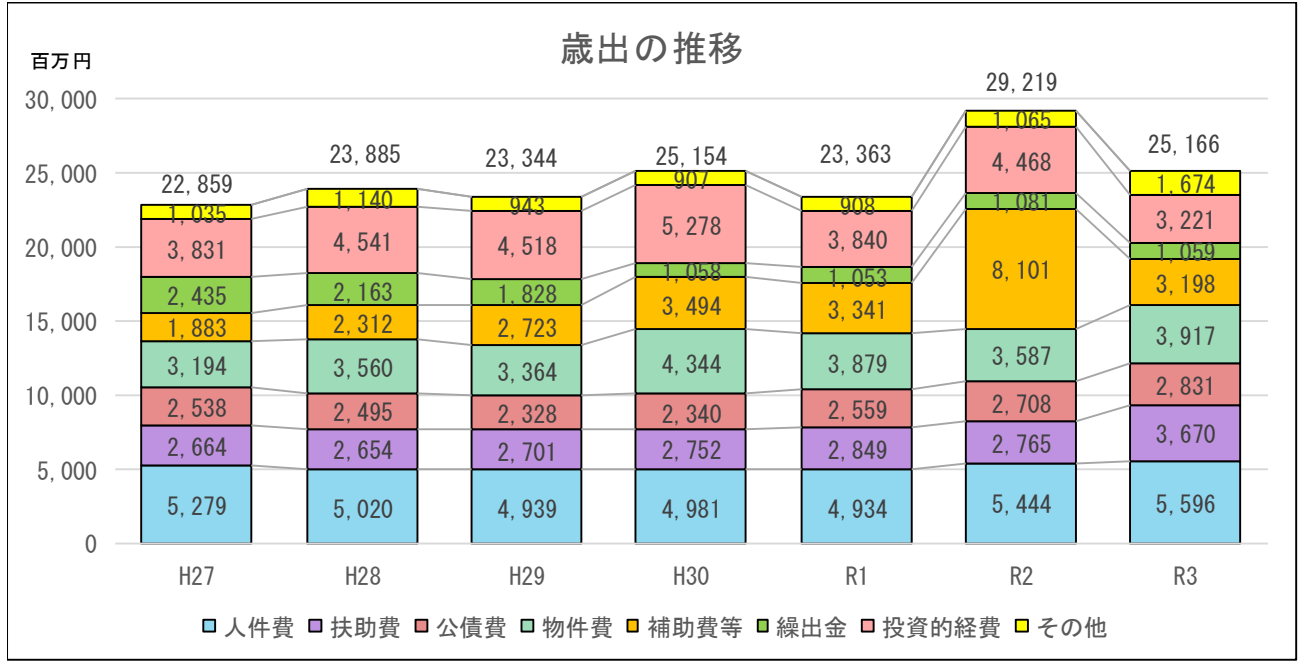


2 歳出の推移

平成27年度から令和3年度までの歳出の推移は、次のとおりです。

平成28年度から平成30年度までの間は、庁舎建設事業やし尿等下水道投入施設整備事業、新城駅南地区整備事業などの大型建設事業により投資的経費が増加しています。また、児童福祉法や障害者総合支援法などの規定に基づいて給付する扶助費が、対象者や施設の増加によって増加しています。

令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策経費として、特別定額給付金や低所得者・子育て世帯向けの特別給付金の計上により、大幅に増加しています。

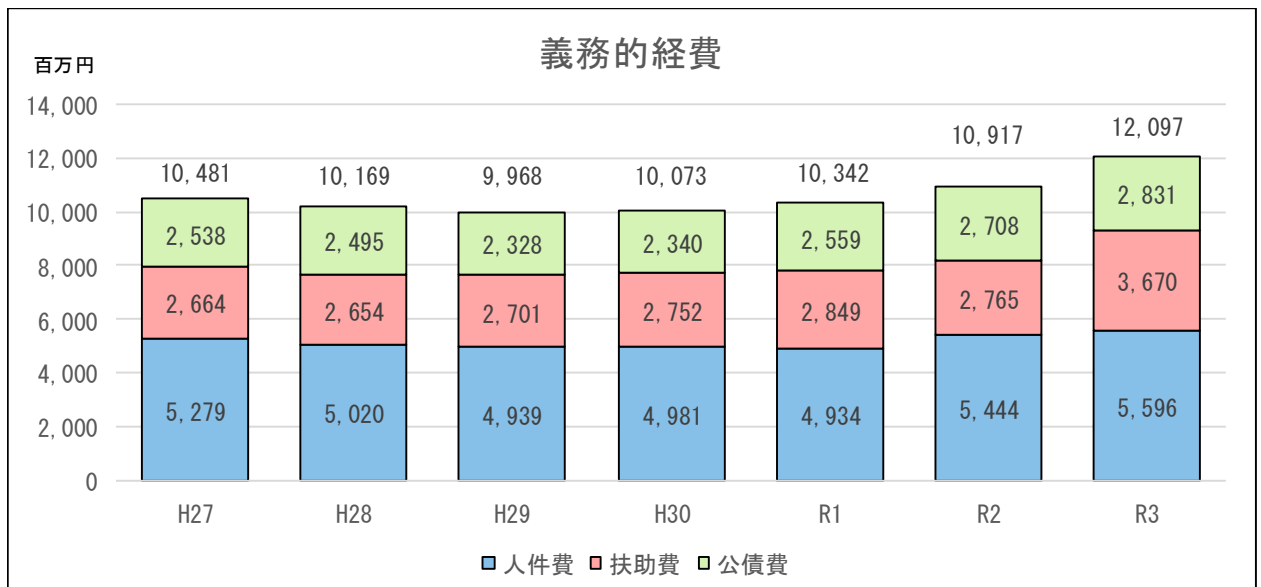


(1) 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）

人件費は、退職金が年度間で変化することにより大きく増減しますが、令和2年度の会計年度任用職員制度導入に伴い、増加しています。

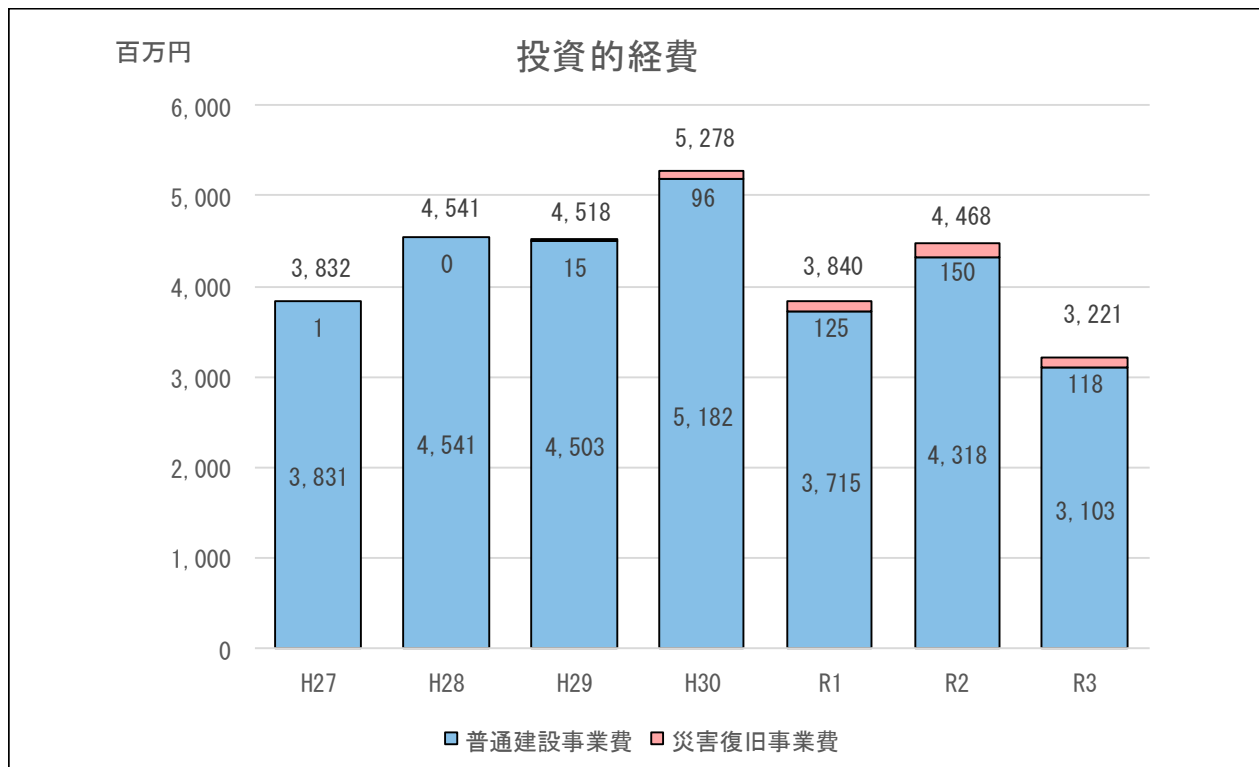
扶助費は、対象者や施設の増加により、少しずつ増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による施設の休止等により令和2年度は減少しました。また、令和3年度は、コロナ関連の給付事業の影響で増加しています。

公債費は、平成29年度まで減少していましたが、平成28年度から平成30年度までの大型建設事業の実施に伴い、増加傾向です。



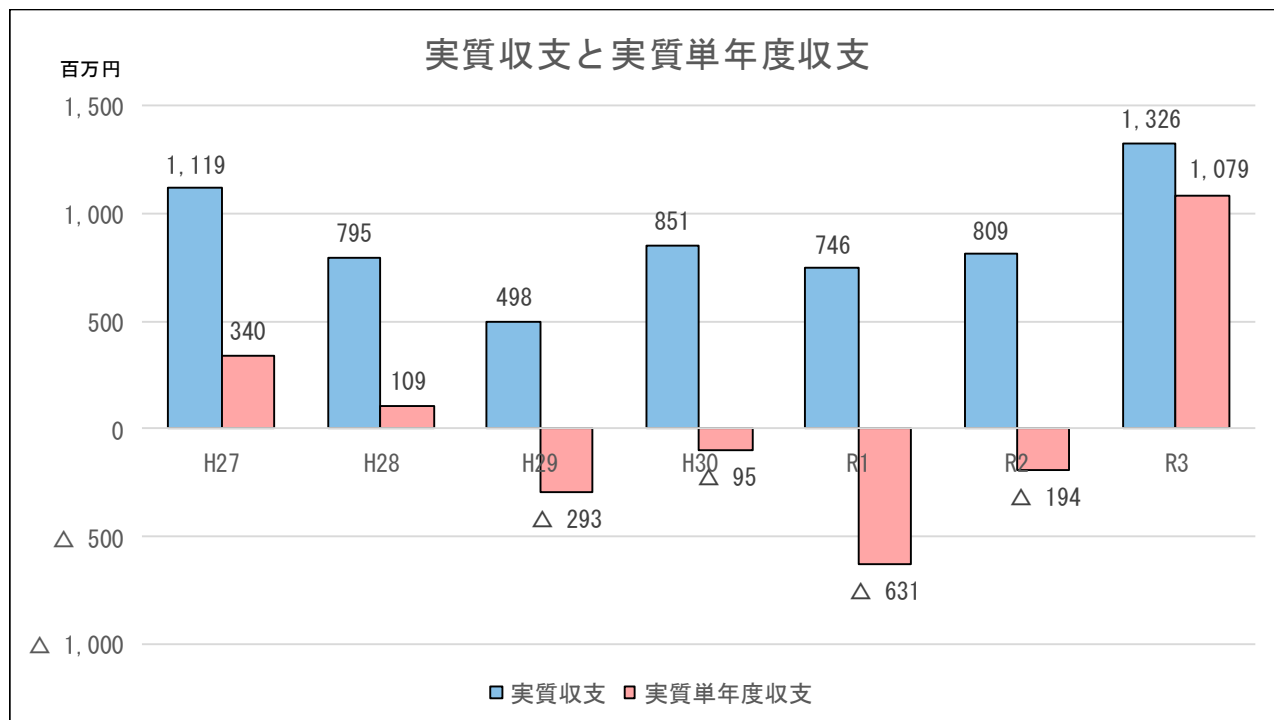
(2) 投資的経費（普通建設事業費・災害復旧事業費）

普通建設事業費は、庁舎建設（本庁舎、鳳来・作手総合支所）や小中学校施設整備、地方創生道整備交付金事業による市道の改修など、合併特例債等を活用した大型建設事業の実施により、高い値で推移しています。



3 収支の状況

財政運営の健全性を確保するためには、収支の均衡が図られている必要があることから、実質収支と実質単年度収支の2つの指標で検証します。



実質収支は、歳入決算額から歳出決算額と翌年度への繰越額を単純に差し引いたもので、基金を取り崩した額と基金に積み立てた額も含まれており、ほとんどの地方自治体で黒字になっています。

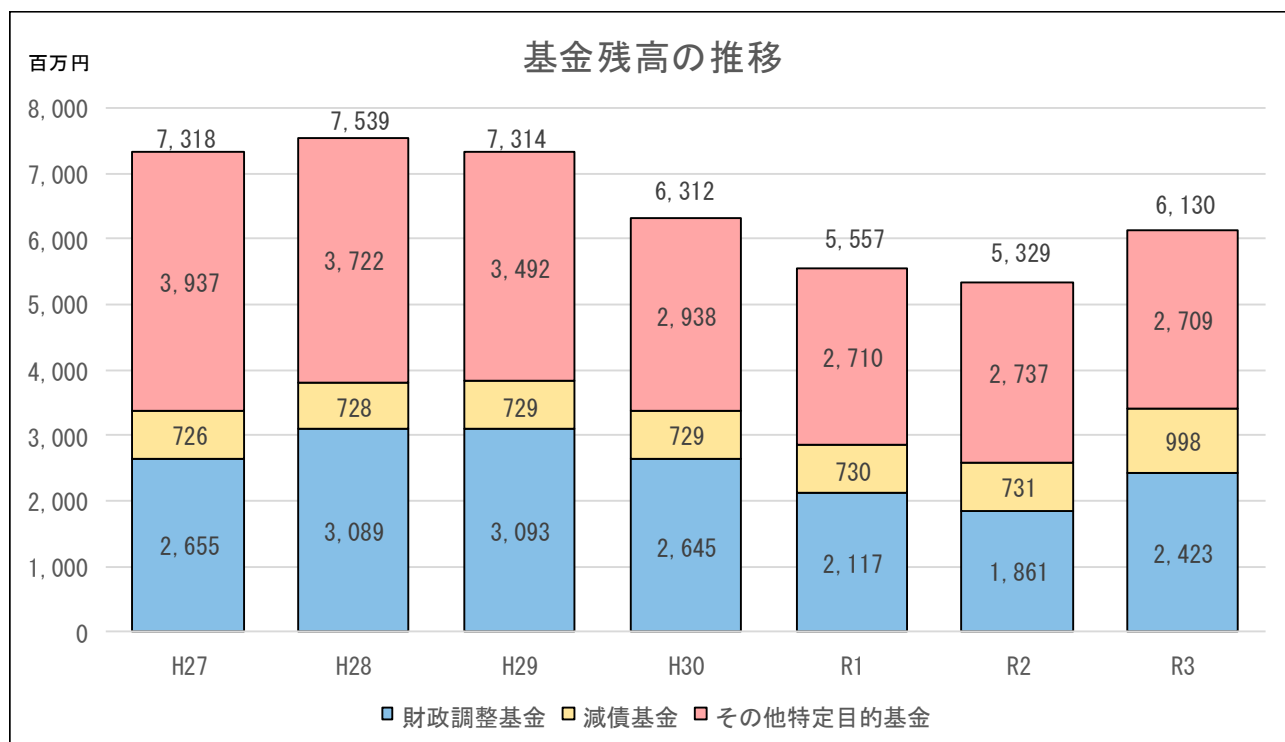
一方、単年度収支の中には、実質的な黒字要素（財政調整基金積立金、地方債繰上償還額）や赤字要素（財政調整基金取崩額）が含まれていることから、これらを加除し、単年度収支が実質的にどうであったかを表すものが、実質単年度収支です。

本市の実質単年度収支は、平成30年度から令和2年度まで財政調整基金の取り崩しがあった影響から、平成29年度から令和元年度までにかけて赤字となりました。

4 基金残高の状況

本市では、市政運営に支障がないように、急な収入減への対応や特定の事業を行うために、計画的に基金へ積み立てを行ってきました。

一般会計の基金は、財政調整基金、減債基金、17のその他特定目的基金があり、その残高は、市町村合併時の平成17年度末に約29億9千万円でしたが、令和3年度末には、約6億1千万円となりました。



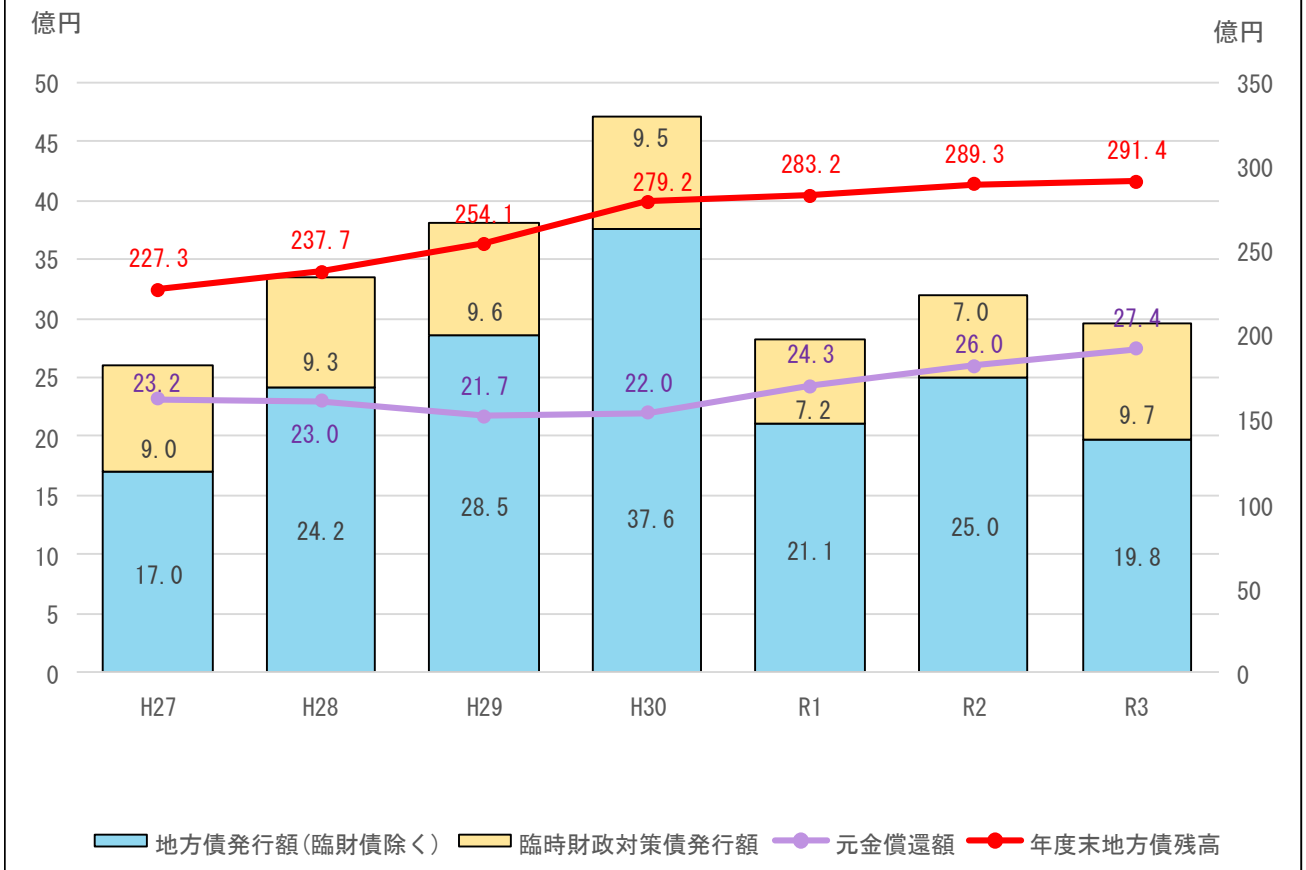
5 地方債残高の状況

地方債は、住民負担の世代間公平の調整や年度間の財源調整などの機能があることから、事業内容等に応じて一定の地方債の活用が必要です。

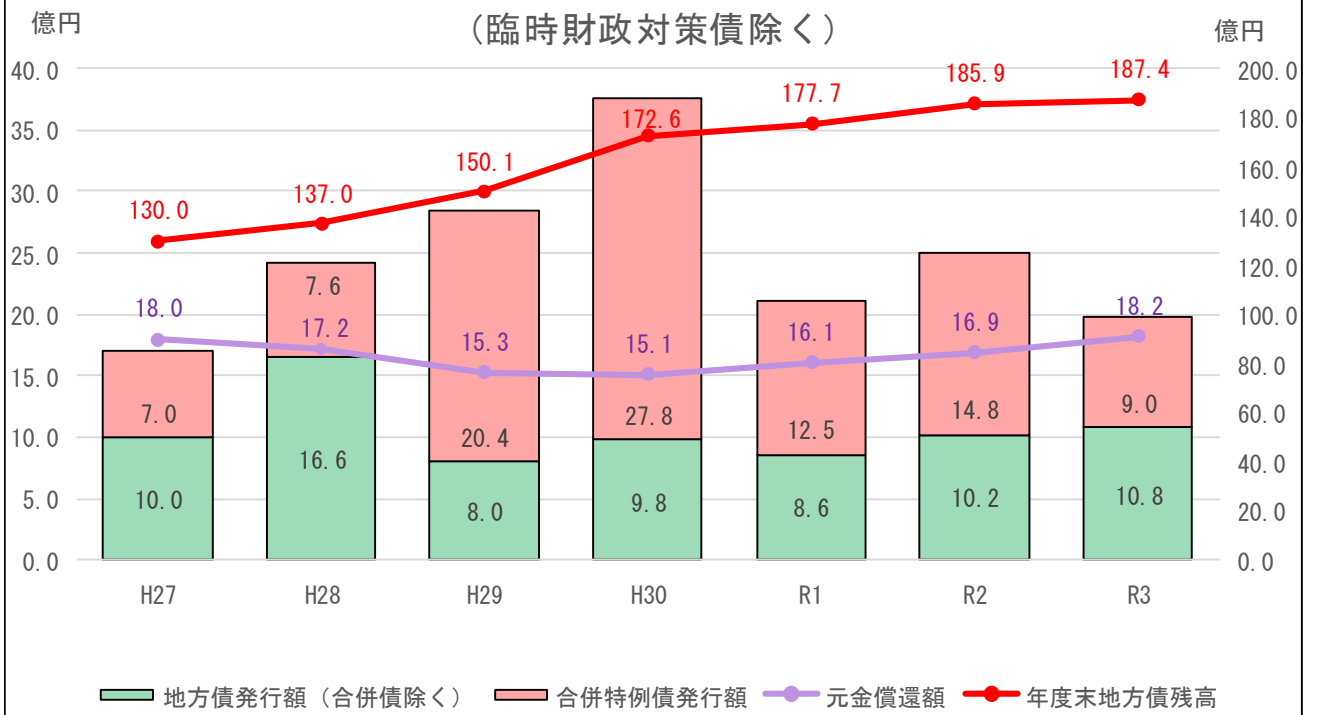
しかし、安易な地方債の発行は、後年度に過重な負担を強いることにつながることから、地方債の発行と返済のバランスを保つことで残高の抑制を図るとともに、地方債発行の際は、地方交付税措置のある有利な地方債の借入れを行ってきました。

市町村合併後の平成19年度は、一般会計全体で約249億6千万円の残高がありました。その後は、財政健全化に取り組み、借入額を抑制してきましたが、平成29年度以降は、合併特例債を活用した庁舎建設やし尿等下水道投入施設等の大型建設事業に伴う借入れにより、令和3年度末で約291億4千万円で、平成19年度と比べて41億8千万円の増加となっています。

地方債発行額、償還額及び残高の状況



地方債発行額、償還額及び残高の状況 (臨時財政対策債除く)

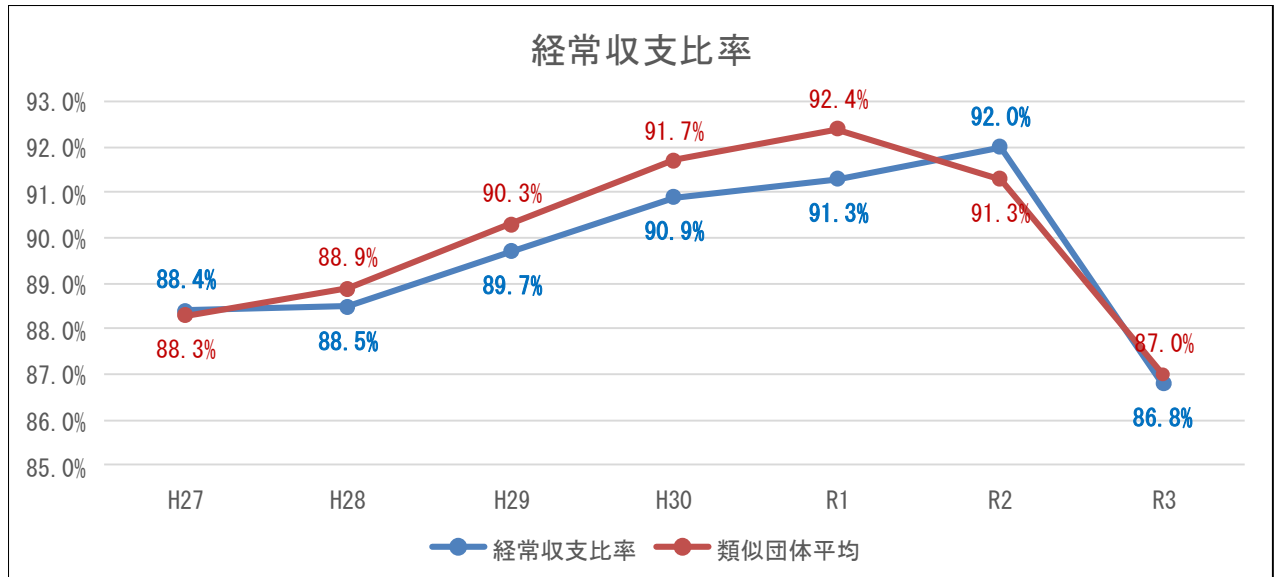


6 健全化判断比率等の推移

(1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つで、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合を示しています。この比率を下げるとさらに柔軟な市政運営を行うことができます。

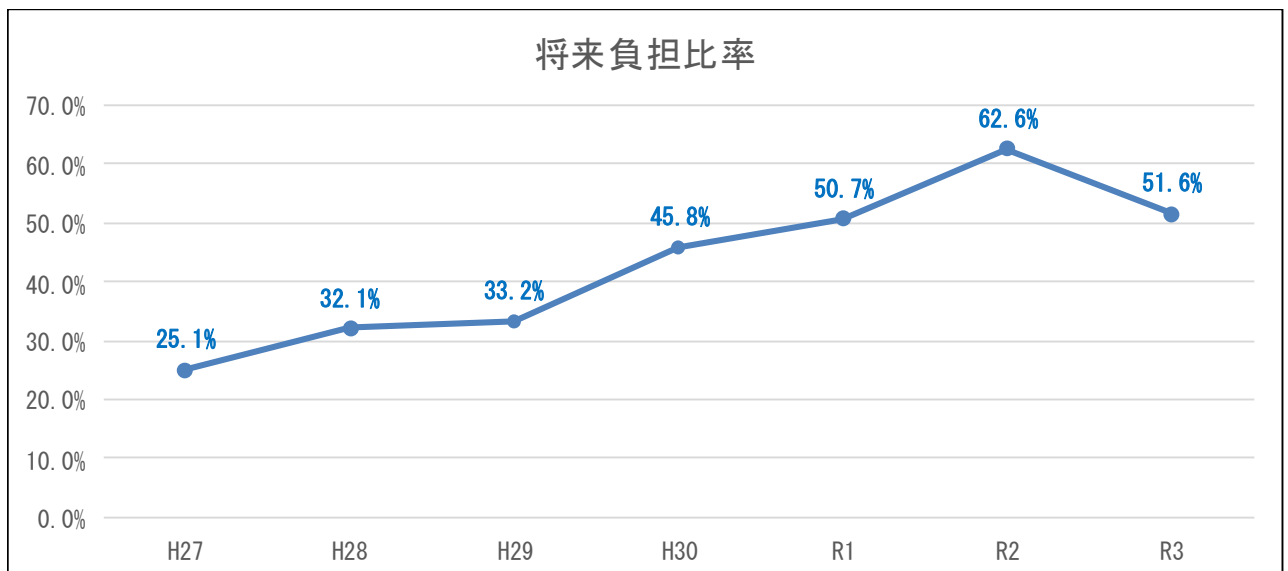
本市では、平成30年度に90%を超え令和2年度には、92.0%となり、類似団体平均を上回りました。令和3年度には、地方交付税や地方消費税交付金などの経常一般財源の増加により、86.8%と大きく改善されました。



(2) 将来負担比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つで、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方債現在高、退職給与引当金に相当する額等その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負担額の総額について、標準財政規模に対する比率を示すものです。数字が小さくなるほど、健全度が高くなります。

市町村合併時の平成19年度には、116.3%でしたが、財政健全化の取組による財政調整基金の増、地方債残高の抑制などにより、平成27年度には、25.1%と大きく改善しましたが、平成28年度以降の合併特例債を活用した大型建設事業の実施により比率が上昇しています。



Ⅲ 財政運営ガイドライン

1 財政調整基金等の残高

本市の財政調整基金は、長期的視点を持って財政運営を行う中で、年度間の財源調整や災害時の財源確保のために設置されています。今般の新型コロナウイルス感染症対策においては、必要な各種支援策の財源として、また、国からの補助金等が交付されるまでの間の資金繰りとして活用したところであり、不測の事態において機動的な財政運営を行うため、一定額を確保する必要性が改めて認識されることとなりました。

今回のような未知の感染症の感染拡大が及ぼす経済情勢の悪化により、市税の大幅な減収や未知の感染症対策への財政支出の増加など、市政運営における急激な環境変化に柔軟に対応し、安定的な財政運営を維持するためには、財政調整基金及び減債基金の残高に目標値を定め、目標値を達成できるようチェックし、不測の事態に備えることが必要です。

(1) 財政調整基金積立基準

緊急時の機動的な財政支出や大規模事業への対応、急激な税収の落ち込みなど、将来のリスクへの備えとして、一定額を確保していく必要があります。そのため、毎年度生じた決算剰余金を基金への積立てもしくは取崩しの抑制に活用します。

【積立基準】

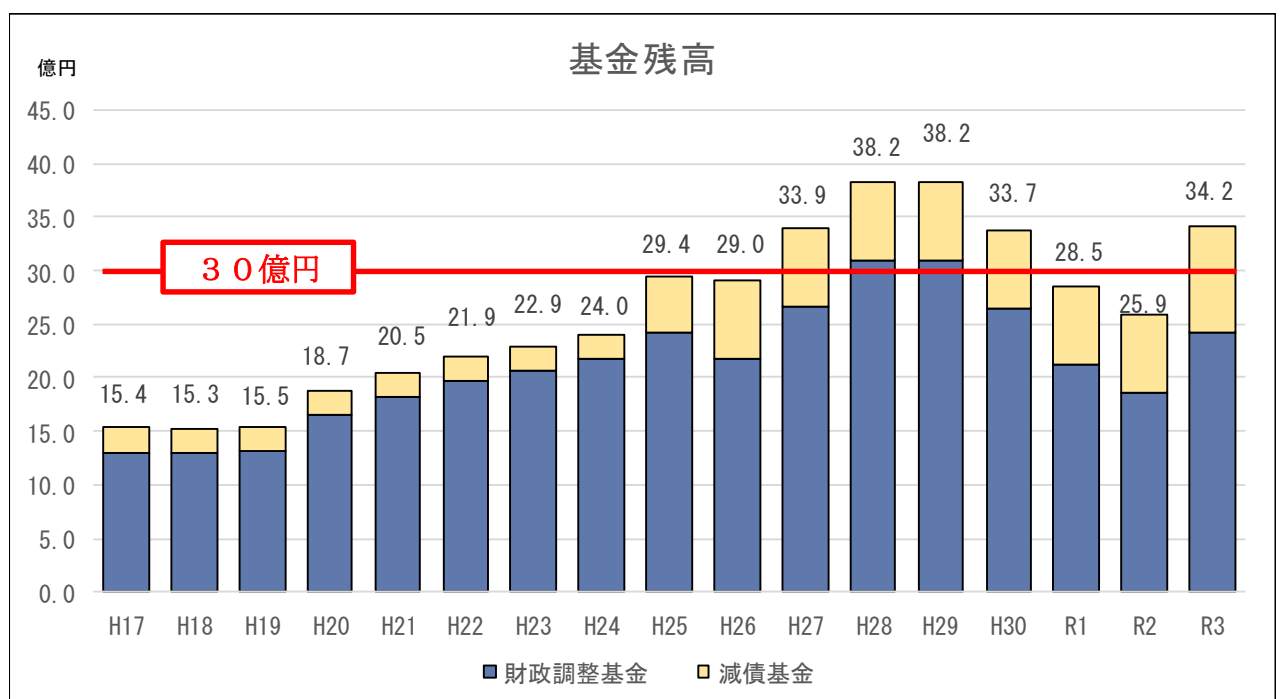
- ①決算剰余金のうち2分の1以上を積み立てる（地方財政法第7条）。
- ②不動産売却収入（土地、建物）及び財産貸付収入（土地、建物）を積み立てる。

(2) 目標値の設定

緊急時の応急的な財源調達と年度間の財源調整機能を有する財政調整基金と減債基金については、財政健全化判断比率の一つである実質赤字比率における財政再生基準（単年度の実質収支が標準財政規模の20%以上の赤字となること）への対応を想定し、それ以上の残高を保持することを目標とします。

【財政調整基金及び減債基金残高の目標額】

標準財政規模の20% 30億89百万円 ≒ 30億円
(15,445,633千円×20%)



【参考】

- ・財政健全化判断比率の一つである実質赤字比率における
早期健全化基準 12.75%（令和3年度決算）
財政再生基準 20.00%
実質赤字比率＝一般会計等の実質赤字額／標準財政規模

2 地方債発行額の抑制

(1) 地方債発行基準

地方債は、住民負担の世代間公平の調整や年度間の財源調整などの機能があることから、事業内容等に応じて一定の地方債の活用が必要です。

しかし、安易な地方債の発行は、後年度に過重な負担を強いることにつながることから、地方債の発行と返済のバランスをとり、適切な地方債残高の管理が必要です。

これまでは、プライマリーバランスを保つ（地方債借入額を元利償還額以内とする）ことで地方債残高の抑制を図るとともに、地方債発行の際は地方交付税措置のある有利な地方債の借入れを行ってきました。

しかしながら、地方交付税措置率の高い有利な借入れであったとしても、元利償還金のうち地方交付税措置以外の部分は一般財源で措置しなければならず、これが積み上がると一般財源を圧迫することになります。

今後、歳入一般財源の減少は避けられない状況であることから、地方債発行と地方債償還のバランスをとることを目的として、以下のとおり地方債発行額の抑制に努めることとします。

① 臨時財政対策債、合併特例債を除く市債（その他事業債）

その他事業債については、地方債メニューにより充当率や地方交付税措置率等が定められています。これらの発行額については、プライマリーバランス（地方債の借入額と償還額との差額）の黒字を確保することで、地方債残高増加の抑制を図ることができですが、地方交付税措置率の違いや合併特例債の発行期限後は、地方交付税措置のない地方債の活用も見込まれることから、次の基準により地方債の発行額抑制を図ることとします。

地方交付税措置以外の部分におけるプライマリーバランスの黒字確保
その他事業債の元金償還金のうち地方交付税措置以外の部分
>その他事業債の地方債予算のうち地方交付税措置以外の部分

② 臨時財政対策債

臨時財政対策債は、国から各自治体に交付する地方交付税の原資が不足するため、不足分の一部を各自治体が借入れする地方債であり、その元利償還金相当額は全額が後年度の地方交付税によって措置されます。なお、その発行については、国から発行限度額が示され、その中でいくら発行するかは各自治体の裁量となっており、地方債の抑制を図る目的で限度額まで発行しないことも可能です。しかし、臨時財政対策債制度の趣旨（折半ルール、地方交付税の代替措置）を踏まえ、発行限度額まで借り入れることを基本とします。

③ 合併特例債

合併特例債とは、合併した市町村が新しいまちづくりに必要な事業の財源として、「新市建設計画」に基づいて借入れすることができる地方債です。事業費の95%まで借入れができ、毎年度返済する元利償還金の70%が地方交付税によって措置されます。

発行限度額、発行済額、発行予定額については、以下のとおりであり、発行期限である令和7年度末に終了する予定です。

令和3年度発行まで

(単位：百万円)

	発行限度額	発行済額	差引
建設事業分	17,180	14,242	2,938
基金分	1,914	1,914	0
計	19,094	16,156	2,938

令和4年度発行予定額：657百万円

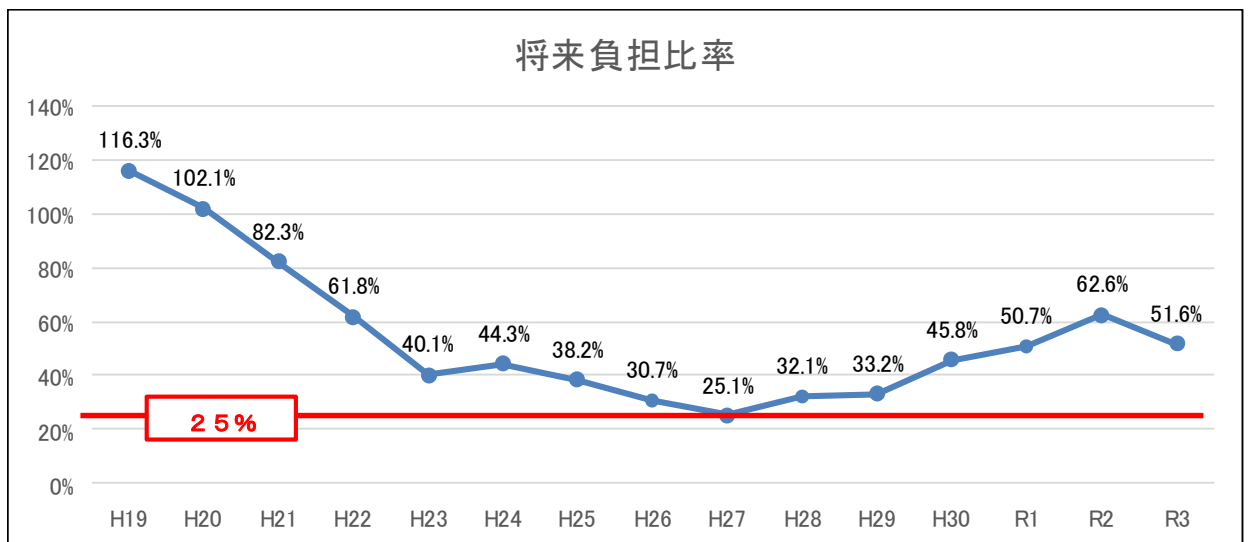
令和5年度当初予算計上額：1,262百万円（学校給食施設改築事業）

令和6年度以降発行限度額：1,019百万円（学校給食施設改築事業）

(2) チェック指標の設定：将来負担比率

財政構造の弾力性を判断する指標で、将来的に支払うべき負担見込額が、市の年間収入に対して、どの程度かを示すものです。この数値に大きく影響するものが、地方債現在高及び基金現在高であることから、チェック指標とします。

中期目標値	25%（平成27年度水準）
年次目標値	前年度数値を上回らないこと



IV 財政見通し（令和5年度～令和8年度）

1 推計方法

前提条件の設定として、令和3年度決算及び令和4年度現予算、令和5年度当初予算を反映しています。地方創生臨時交付金や特別定額給付金などの新型コロナウイルス感染症対策に伴う関連経費に関しては、新型コロナウイルス感染症対策基金を充当するトイレ洋式化事業のみとしています。

（1）歳入

① 地方税

過去の実績や今後の経済見通しを踏まえ、現行の税制度を基本として推計しています。

② 地方譲与税、各種交付金

現行制度及び現在公表されている制度改正を見込み推計しています。なお、令和5年度までは森林環境譲与税として、令和6年度からは森林環境税として見込んでいます。

③ 地方交付税

普通交付税については、市税及び社会保障関連経費等の推移を勘案し推計しています。臨財債振替相当額については過去の推移から、また、地方債の元利償還金に係る交付税措置は借入済のものと今後借入予定分を含め将来推計しています。

特別交付税については、令和5年度当初予算額と同額としています。

④ 分担金・負担金、使用料・手数料

過去の実績と今後の取り組みを考慮し令和5年度当初予算額から推計しています。

⑤ 国庫支出金・県支出金

一般行政費分については、過去の実績等から算出し、投資的事業関連の補助金については、今後実施が見込まれる事業をもとに推計しています。

⑥ 繰入金

特定目的基金の活用を見込んで推計しています。

⑦ 地方債

合併特例債については令和7年度まで、通常債等については現在措置されている制度が継続されることを前提に、令和5年度から令和8年度までに実施が見込まれる事業において財源を地方債で充当するものをもとに推計しています。

(2) 歳出

① 人件費

定員適正化計画に基づく職員数や各年度の定年退職者数及び再任用職員数などから推計しています。なお、退職手当は地方公務員法の改正により、令和5年度から段階的に65歳定年へ移行するため、令和5年度と7年度は退職者をゼロとし推計しています。

② 扶助費

過去の実績、新都市人口ビジョンによる人口推計を踏まえ、扶助費の種類毎に今後の伸び等を踏まえ推計しています。

③ 公債費

地方債と同様に令和4年度は借入見込額、令和5年度は当初予算額、令和6年度以降は今後見込まれる事業で推計した財源を地方債で充当したものをもとに推計しています。

④ 物件費

令和5年度から令和8年度までに実施が見込まれる事業の委託費や消防車両の更新、共同調理場・受入室に必要な備品等を踏まえ推計しています。

⑤ 維持補修費

既存の公共施設等の維持管理費や、公共施設等総合管理計画の推進を踏まえ推計しています。

⑥ 補助費等

過去の実績及び今後見込まれる経費を踏まえ推計しています。なお、病院事業、水道事業、下水道事業会計への負担金（基準内繰出）については、各経営戦略の金額を計上しています。

⑦ 繰出金

各特別会計の財政計画及び過去の実績、伸び率等を勘案して推計しています。

⑧ 積立金

退職手当基金の積立金や、ふるさと納税を財源としたコミュニティ・ビジネス推進基金への積立金、各種基金の運用利息の積立を見込み推計しています。

⑨ 投資・出資・貸付金

現行制度に基づくもの、今後予定されている事業に係るものを踏まえ推計しています。なお、水道事業、下水道事業会計への出資金（基準外繰出とライフライン機能強化）については、各経営戦略の金額を計上しています。

⑩ 普通建設事業

地方債、公債費同様に、令和5年度から令和8年度までに実施が見込まれる事業から推計した財源で地方債を充当したものをもとに推計しています。

2 中期収支見込み

(1) 歳入

(単位：百万円)

区	分	(現予算)	(予算)	(推計)	(推計)	(推計)
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地	方	7,085	7,154	7,106	7,127	7,110
地	方	383	374	408	408	426
利	子	3	2	6	6	6
配	当	34	44	37	37	37
株	式	25	32	31	31	31
法	人	84	124	112	101	112
地	方	1,112	1,240	1,240	1,240	1,240
ゴ	ル	60	64	65	65	65
自	動	0	0	0	0	0
環	境	73	65	65	65	65
地	方	35	38	38	38	38
地	方	6,516	6,350	6,089	6,036	5,894
交	通	8	8	8	8	8
分	担	519	501	501	501	501
使	用	382	375	374	374	374
国	庫	2,890	2,087	2,327	2,083	2,056
県	支	1,712	1,451	1,332	1,323	1,326
財	産	90	90	90	90	90
寄	付	43	30	30	30	30
繰	入	464	873	154	280	140
繰	越	1,326	300	300	300	300
諸	収	892	1,007	882	882	882
地	方	2,715	3,189	2,981	2,110	1,860
合	計	26,451	25,398	24,176	23,135	22,591

(2) 歳出

(単位：百万円)

区	分	(現予算)	(予算)	(推計)	(推計)	(推計)							
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度							
人	件	費	5,964	5,872	6,112	5,983	6,289						
扶	助	費	2,801	3,012	3,066	3,121	3,181						
公	債	費	3,005	2,907	2,976	3,097	3,117						
物	件	費	4,515	3,912	4,350	4,363	4,153						
維	持	補	修	費	155	87	100	100	100				
補	助	費	等	4,216	3,241	3,129	3,076	2,983					
繰	出	金	1,071	1,093	1,113	1,113	1,113						
積	立	金	434	170	144	139	134						
投	資	・	出	資	・	貸	付	金	576	548	430	370	319
普	通	建	設	事	業	費	等	3,714	4,556	3,209	2,286	1,978	
合	計		26,451	25,398	24,629	23,648	23,367						

収 支 (歳 入 - 歳 出)		0	0	△ 453	△ 513	△ 776
財政調整基金及び減債基金 取崩額		248	610	453	513	776
財政調整基金及び減債基金 年度末残高		3,578	3,036	2,653	2,205	1,489
地 方 債 残 高 (①)		28,932	29,304	29,416	28,552	27,424
地方交付税算入見込額 (②)		22,339	22,320	22,285	21,613	20,708
		77.2%	76.2%	75.8%	75.7%	75.5%
市の実質負担見込額 (①-②)		6,593	6,984	7,131	6,939	6,716
		22.8%	23.8%	24.2%	24.3%	24.5%

3 普通建設事業等の計上事業

(単位：百万円)

区分	(現予算)	(予算)	(推計)	(推計)	(推計)
	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
普通建設事業費等	3,714	4,556	3,209	2,286	1,978

内訳

普通建設事業費（災害復旧費含む）	3,714	4,556	3,209	2,286	1,978
普通建設事業費（一部のみ）	3,597	4,511	3,164	2,241	1,938
太陽光発電設備工事			137	100	
クリーンセンター整備事業	227	159	380	489	500
火葬施設設備等改修工事	23	17	11	11	11
雁峰山整備事業		9	16	10	18
道整備交付金（林道）	51	51	51		
農山漁村地域整備事業	28	39	15		
小規模林道事業	101	72	100	70	59
地方創生道整備推進交付金事業（道路）	405	237	300		
橋梁・トンネル・大型構造物長寿命化	9	119	70	100	110
公共施設等適正管理推進事業	31	31	31		
道路ストック対策事業		63	61	61	61
交通安全施設整備事業	20	18	30	30	30
豊橋新城スマートIC整備事業	14	123	100	50	22
新城インターチェンジ周辺整備事業	16	129	90	490	300
狭あい道路整備等推進事業	78	115	92	40	50
消防水利管理事業		19	15	15	15
給食共同調理場建設工事	300	2,389	922	20	
トイレ洋式化工事	118	142	150	100	100
鬼久保整備事業（プール、体育館）	4	102		128	
地域文化広場改修工事	292	152	341		
新城青年の家解体工事				100	
鳳来総合支所建設工事	1,191				
その他普通建設事業	689	525	252	427	662
ごみ処理施設整備事業					用地取得
災害復旧事業費	117	45	45	45	40

※掲載事業については概ね単年度で50百万円、4年間の総計が100百万円の事業を掲載しています。

※掲載事業については推計のための事業費であり、すべての事業を実施するわけではありません。

V 今後の取組

本中期収支収支見込みは、策定時点における一定の前提条件の下に推計したものです。市財政を取り巻く環境の変化に対応するためには、随時検証をして、最新のものに更新していく必要があります。

そのため、前年度決算及び当該年度上半期の状況を反映させ、かつ、その結果を次年度予算編成の指針とすることができる9月末を計画の更新時期と定めます。これにより、次年度予算編成での財政運営ガイドラインを遵守するためのチェック機能を高め、財政面の内部統制の強化につなげます。

併せて、財政運営ガイドラインの目標や指標について、更新を通して点検、確認を行い、庁内会議設置規程に定める財務会計検討会議において、検討することとします。